## 操船経験の浅い当直者が自動操舵装置のダイヤルを回して避けようとし、押船列と衝突

概要: 貨物船A船は東進中、押船B船は、はしけ(全長101.4m)を嵌合してB船押船列を 構成し、北進中、大分県姫島北東方沖において、A船とB船押船列とが衝突した

A船:船首部に破口及び圧壊 死傷者なし

B 船押船列: B 船 右舷中央部船底に破口 C 船 全損(沈没) 死傷者なし



## A 船(内航貨物船)

総トン数:739トン

 $L \times B \times D : 80.0 \text{m} \times 12.8 \text{m} \times 7.6 \text{m}$ 

天気:晴れ

風速:2~3m/s

風向:北東 視界良好

## B船押船列(押船+はしけ)

B船 総トン数:225トン

 $L \times B \times D : 29.5 \text{m} \times 9.2 \text{m} \times 4.0 \text{m}$ 

操船者 A が単独で船橋当直

※乗船履歴を詐って海技免状を取得

レーダーで右舷船首 45°1.5 海里 (M) 付近 に B 船の映像を探知した

AIS 情報から B 船の速力及び行先(徳山下 松港) を知り、B 船の船首方を通過すること とした

操船者 A は、操船経験が浅く、自動操舵及 び手動操舵の特性について把握していなか ったことから、自動操舵装置の設定ダイヤ ルを回して左転を始めたところ、B船が発 したせん光を認め、更に同ダイヤルを回し て左転を続けた

航海士 B:操船指揮

航海当直補助者 B(航海士 Bの指導係): 操船

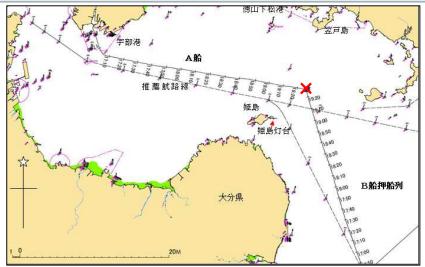
レーダーで A 船の映像を探知し、AIS 情報で船名を確 認し、その後、5°右転して針路を徳山下松港の入口 に向けた

航海士 B は、A 船が避航の様子を見せないまま接近し たが、操船経験豊富な航海当直補助者Bとの間で責任 体制が曖昧になっており、B船押船列が保持船である ので、いずれA船が避けるものと思い、針路及び速力 を保持して航行を続けた

航海当直補助者Bは、A船が更に接近するので、探照 灯をA船に向けて点滅させ、機関を中立とし、汽笛に よる短音の吹鳴を始めた

## 19:27 ごろ

操船者Aは、自動操舵装置の設定ダイヤルを回して右転を始め、機関を微速力前進とし、また、航海 士Bは手動操舵に切り替えて右舵一杯を取ったものの、A船とB船引船列とが衝突した



一般的な自動操舵装置は、航 路ではなく、船首方位だけを 制御するものであり、また、 舵角リミッタが働いて最大 舵角が制限されますので、船 舶を避けることに適してい ないことは言うまでもあり ませんね。



再発防止に向けて(事故防止策)

- 航海当直中における責任体制を明確にしておくこと
- ・相手船の船名が把握できている場合、VHF無線電話を積極的に活用すること

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成27(2015)年6月25日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2015/MA2015-7-37\_2012hs0189.pdf